

2020年6月3日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
副幹事長 大橋 沙織
政調会長 吉田 英策

2020年6月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大による影響が日本と世界を直撃しています。東日本大震災と原発事故から9年2カ月が経過、県民はこれらの被災に加え、昨年10月の消費税増税や台風被害により、生業と地域経済は大打撃を受けています。その上にこの新型コロナの影響が県民生活に重くのしかかっていることを直視する必要があります。

安倍首相は2月末、3月2日から全国一律の一斉休校という極めて異例の方針を突然表明しました。専門家会議での議論も経ず、独断で表明したことにより大きな混乱が生じました。

4月16日、政府による緊急事態宣言の対象が全国へと広がり、外出自粛要請や休業要請、再び小中高校一斉休校の措置が取られました。県内では、二本松郵便局をはじめ4か所でクラスターが発生するなど、81名の感染者が確認されましたが、検査・医療機関の献身的な努力と県民一人ひとりの自覚と努力により、5月9日以降本日まで感染者は確認されておらず、重症者はゼロとなりました。全国の感染者もGW以降減少傾向となり、本県を含む39県では5月14日に緊急事態宣言が解除、25日には全国すべてで解除となりました。しかしウイルスは存在しており、北九州市の事例にもあるように、次の感染の波がいつどのように起きるか予断を許しません。第2波、第3波への備えを急ぐことが不可欠です。

また経済活動の停滞により1～3月期のGDP（国内総生産）速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.9%減、年率換算で3.4%減となりました。県内経済への影響も大きく、3月以降、田村屋旅館や柵平ホテルが倒産に追い込まれ、非正規労働者を中心に雇い止めも各地で発生しています。県の施策は一定の努力もある一方で、自粛要請の対象とならない事業者への給付金は売り上げ50%減収が条件とされたことから限定的です。すべての県民の協力で感染者ゼロの状況がつけられているとの認識に立ち、柔軟な対応をすべきです。

日本共産党県議団は市町村議団などと連携し、感染防護に細心の注意を払いながら、県医師会、医療関係団体、商工団体、観光協会、事業者、大学・短大、介護・障がい

者施設等を訪問し現場の声を伺いました。そして、「医療・検査体制」「暮らしと経済・雇用」「子どもと教育」これら3つの観点で、党県対策本部やみんなで新しい県政をつくる会と一緒に県へ要望を届け、施策に反映されてきました。新しい生活様式のもとでの新しい日常は今後も長期に及ぶことが想定され、引き続き県民生活に与える影響、県民の声を丁寧につかみ、現場の実情を機動的に施策に反映させる対応が強く求められています。

1人10万円の定額給付金も世論が政府を動かし実現しました。また、諸外国と比べてけた違いに少ない補償や検査体制などに国民から批判が集中、国民世論におされる形で、5月28日ようやく、国の第2次補正予算案31.9兆円が閣議決定され、問題点はあるものの一連の拡充策が盛り込まれました。

今求められているのは、従来の延長線でない発想と対策です。不要不急の軍事費に多額の予算を投じるのではなく、いのちと暮らしを守ることに思い切って予算を振り向けることです。

新型コロナウイルスの世界的感染拡大は、政治と社会のあり方を根本から問うものとなっています。資本主義のもとで格差と貧困が異常な広がりを見せ、経済的・社会的に弱い立場の人たちほど大きな犠牲を強いられています。また利潤第一主義で環境破壊が進んだことで、より身近に感染症の危険が人類に迫っているとの指摘もあります。

自国第一主義を掲げ、WHOから脱退を表明したアメリカに、EUが再考を促すなど、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つためには、国際社会が一致して感染収束に向けて取り組むことが重要です。今後長期化が不可避とされており、いのちと暮らしを守るため、従来型の発想を転換した対策が求められます。

6月定例会に先立ち、以上の観点に立って要望します。

一、新型コロナウイルス対策をふまえ、政治の転換を

- 1、新型コロナ対策は、今後も長期的な対応が求められており、政治、経済、エネルギーなどあらゆる分野で企業の利益優先から「命と暮らし」最優先へ転換すること。
- 2、全国知事会も求めている「自粛と一体の補償」を基本に、必要な財源確保を国に求めること。
- 3、感染症発症者が一定抑えられているこの時期に、第2波、第3波の感染拡大に備え、「新しい生活様式」に見合う検査・医療体制を強化すること。
- 4、新型コロナ感染症のパンデミック宣言を受け、国際的にも「公衆衛生」を担う検査機関の体制強化が求められていることから、これまで縮小してきた国立衛生研究所の職員の大幅増員を国に求めること。
- 5、国がすすめてきた「行革」や「構造改革」による公立・公的病院の統廃合、急性期病床の削減、医療ベッドの介護ベッド化、保健所の統廃合等が、新型コロナで一気に危機的状況になっている。国へ撤回を求めるとともに、県としても地域医療構想に基づくベッド削減計画は中止すること。
- 6、今回のコロナ対策で破綻が明らかになった「税と社会保障の一体改革」の下です

- すめてきた全世代型社会保障制度を抜本的に見直し、年金、医療、介護、子育てへの予算を大幅に拡充すること。消費税率は、大幅に引き下げるよう国に求めること。
- 7、国の第2次補正予算は、国民世論を反映して医療支援、事業者への家賃支援、雇用調整助成金の上限額の引上げの拡充策が盛り込まれるなどの前進面はあるものの、内容やスピードの点でも、約32兆円のうち予備費に10兆円をあてるなど財政民主主義の観点から問題があることから引き続き改善と、スピードを上げて給付するよう国に求めること。
 - 8、国民の暮らしと営業を守るため、売上げ5割減を対象としている国の持続化給付金の要件を緩和し、売上げ減が5割以下の事業所も給付金の対象とするよう国に求めること。
 - 9、雇用調整助成金については、新型コロナ対応型に制度の仕組みを抜本的に転換し、早期に給付金を支給できるよう求めること。労働者が直接給付を受けられるよう国に求めること。
 - 10、人間にとって必要不可欠な映画・演劇・音楽など文化・芸術分野で活動する関係者や、スポーツ関係者への支援を抜本的に拡充するよう国に求めること。
 - 11、OECD加盟国で学費が極めて高い日本の大学授業料を見直し、新型コロナを受けて授業料を半額にするよう国に求めること。
 - 12、学校休校が3ヶ月間に及んだことから、子どもたちの心身のケア対策を十分に行うとともに、「新しい生活様式」を取り入れた20人程度の少人数学級を実現し、これに見合う教員の抜本的な増員や加配を国に求めること。県としても、県立高校を含め20人程度学級を実施すること。
 - 13、「学校9月入学」を断念し、子どもたちの学び、心身のケア、安全の保障のために全力を集中することに最優先で取り組むべきであり、これに必要な教育予算を増額するよう国に求めること。
 - 14、沖縄の辺野古新基地建設やイージス・アショア配備など、過去最大規模の防衛予算を大幅に削減し、新型コロナ対策の予算に振り向けるよう国に求めること。
 - 15、新型コロナウイルス対策を口実にしたスーパーシティ法は、個人のプライバシーと権利を侵害する重大な危険性があり、日本を中国のような監視社会に導くものであることから反対を表明すること。あわせて、マイナンバーについても個人情報の一元管理化を行わないよう、国に求めること。
 - 16、第一原発で発生する汚染水の処理方法について、県民多数の反対の声を受け、海洋放出ではなく地上保管を継続するよう国に求めること。
 - 17、福島原発事故を教訓に、核燃料サイクル計画を中止するよう国に求めること。
 - 18、黒川前検事長の定年延長を可能とした閣議決定を撤回するとともに、三権分立を壊し、憲法違反の検察庁法案を廃案にするよう国に求めること。
 - 19、実態のない福島の業者がかかわった「アベノマスク」の発注業務と、国の持続化給付金の不透明な業務委託について、徹底解明を国に求めること。
 - 20、新型コロナの専門家会議の議事録を作成し情報を開示するよう国に求め、今後の取り組みに活かすこと。

二、新型コロナウイルス感染症から県民のいのち・暮らしを守る県政を

(1) 医療・検査体制について

1、新型コロナウイルス検査体制の抜本的拡充を

- ①今後予測されるコロナ感染症第2波、第3波に的確に対応するためにも、人口千人当たりのPCR検査国際比較で、OECD加盟国平均23.1件に対し、日本は1.8件、本県も1.8件と圧倒的に少ない日本の検査体制を抜本的に拡充し、感染の全体像を掴み必要な対策に生かすこと。そのための思い切った財政措置を国に求めること。
- ②本県でも発熱者が診療を拒否される事例がある。PCR検査は相談センターを通さなくても必要な人が受けられるように、実施の流れを変えること。
コロナ感染の危険性が高い医療や介護職員、救急搬送に係わる消防職員は、基本的に全員PCR検査を実施すること。また、妊婦もPCR検査の対象に加えること。
- ③コロナ感染者に関わる濃厚接触者の範囲を広く捉え、全ての濃厚接触者に初期の段階からPCR検査を実施すること。
- ④感染の全体像を掴むため、検査時間が短時間で可能な抗体検査が行えるよう国に制度化を求めるとともに、県独自にも実施すること。
- ⑤PCR検査の検体採取は、飛沫感染のリスクが低くウイルスの数も多いとされる唾液による方法を早期に採用し、県として実施すること。
- ⑥県内各地で既に設置されている発熱外来、PCR検査専門外来全てに対して、県の助成を行うこと。

2、医療体制の拡充を

- ①県内の医療機関に対して、十分なサージカルマスク、防護服、消毒液等感染防止のための衛生資材を引き続き県として確保し配備すること。
- ②重症者を受け入れるための集中治療用ベッドは、人口10万人当たりの国際比較でドイツは33.9床、イタリアは8.6床に対して日本は5.0床、本県では4.3床と極めて少ない現状から、大幅に増床すること。その為の医療機関への支援策を講じること。
- ③全国平均より大幅に少ない医師確保のため、県立医大の定員130人を維持すること。
- ④コロナ感染症にかかる診療報酬を引き上げるとしているが、その対象はコロナ感染者の入院治療を行っている医療機関に限定されていることから、発熱外来やPCR検査専門外来を設置した医療機関についても報酬2倍化の対象にすること。
- ⑤コロナ感染者を受け入れていない医療機関でも、患者の受診抑制により平均2割を越す医療収入の減収となり、経営悪化が深刻となっている。県内の地域医療を守るため、当面昨年同月の診療報酬で概算払いを行うよう国に求めるとともに、減収補填で医療機関の経営を守る対策を国に求め、県としても支援策を講じること。
- ⑥医療従事者に支給する危険手当は、医療技術者に限定せず院内で働く全ての職員を対象にすること。
- ⑦コロナ感染症の影響で各種健診を取りやめるか縮小する流れがあるが、県民の健康増進にとって健診は重要であるため、工夫しながら実施できるものは行うよう市町村を支援すること。

3、県衛生研究所、保健所体制の拡充を

- ①新しい感染症に対応できるよう、県の衛生研究所、保健所の臨床検査技師をはじめとする専門職員体制を抜本的に増員すること。
- ②1990年代半ばに統廃合された保健所を再配置し、保健指導体制を強化すること。

4、介護、障がい者福祉について

- ①3密対策を行う事業者への助成を行うこと。併せて、介護や障がい者関連事業所で引き続き不足している防護服、消毒液を確保し県内事業所に配備すること。
- ②感染の危険におびえながら業務に当たっている介護職員にも危険手当を支給すること。
- ③介護、障がい者分野でも、通所サービスの利用抑制等による収入減がほぼ全部の事業所で起きていることから、減収補填策を講じて経営を守ること。
- ④障がい者の就労支援事業所では、仕事の受注が大幅に減少し支払い労賃が減少している。労賃の実績に基づく事業所への支払い報酬単価の仕組みを撤廃し、事業所運営が成り立つ報酬に体系を見直すこと。
- ⑤コロナ感染症を機会に、県として障がい者の働く場確保の観点から、農福連携に本気で取り組むこと。
- ⑥聴覚障がい者や手話通訳者にはマスク着用の強制は行わず、フェイスシールドの活用等で口話や顔の表情でコミュニケーションが図られるよう配慮すること。

5、国保事業について

- ①新型コロナウイルス感染症対策として導入された国保の傷病手当金を、被用者だけでなく個人事業主も対象とし、国が財政支援するよう求めるとともに、市町村を支援すること。
- ②資格証明書発行世帯の医療機関への受診抑制を招かないよう、全ての世帯に保険証を届けるよう市町村を支援すること。
- ③コロナ感染症の影響で収入が減少した世帯の国保税、患者負担金の減免が適切に行われるよう市町村を支援すること。

(2) くらしと経済・雇用、農林水産業支援について

- 1、生活福祉資金貸付金の「緊急小口資金」は、相談に対する貸付決定が極めて少ない。相談者の実態に合わせ必要な人に即対応ができるよう、県及び市町村の社会福祉協議会を支援し指導すること。その際、償還時に住民税非課税であれば返還が免除される仕組みを丁寧に説明し、広く周知すること。また郵便局と労働金庫が受付窓口となったことも周知すること。
- 2、総合支援資金の貸し付け制度を広く周知し、適用を図ること。
- 3、10万円の定額給付金は、住民票がない路上生活者など真に困っている人も含め全員が受給できるように対策を講じること。非正規など不安定雇用者の就職状況が厳しい中、1回に終わらせず今後も支援を続けるよう国に求めること。
- 4、自粛と補償は一体の観点から、フリーランスおよび自粛対象外事業者への県独自

の給付金については、国の持続化給付金を条件とせず、50%未満の売り上げ減でも対象にすること。

- 5、国は第二次補正予算で事業者の家賃補助を行なうとしているが、県として上乗せ支援をすること。
- 6、小規模零細事業所従業員の雇用を守るため、雇用調整助成金に準じた補償を県独自に行うこと。
- 7、県事業の指定管理者となっている事業者の収入減少により従業員を休ませても、雇用調整助成金の対象にならないことから、県として減収分を補填し雇用を守ること。
- 8、各種申請については、事後審査も含め大幅簡略化を行い、緊急に支給ができるようにすること、国にも求めること。
- 9、種苗法改定案は、農家に認められてきた登録品種の自家増殖を事実上一律禁止し、農家自らその土地にあった多様な作物の育苗や食文化の営みを阻害し、高価な種苗を民間企業から購入しなければならなくなることから、国に見直しを求めること。
- 10、新型コロナウイルスのパンデミックの状況を見ても、食料安定確保の観点からも家族農業を支援し、食料の自給率を上げるよう国に求めること。

(3) 子どもたちの豊かな学びを保障するために

- 1、児童生徒、学校現場等への支援を
 - ①数か月間の休校による児童生徒への精神的なケアなど心身の健全な発達を支え、きめ細やかな配慮をするため、教員の加配を県としても行うこと。3密・感染防止の観点から、早期に20人以下の学級編成とすること。
 - ②過度な学力向上、過密スケジュールなどで児童生徒を追い詰めることのないよう、学習指導要領の見直しを国に求め、県は教育課程を再検討すること。また、学校行事を一律になくすようなことはせず、児童生徒の豊かな学びを保障するよう各校に徹底すること。
 - ③小規模校は感染防止対策に有効であることから「県立高校改革実施計画」は凍結すること。
 - ④授業の遅れを取り戻そうと夏休みの短縮を決めた自治体もあるため、すべての小中学校にエアコンを設置できるよう支援すること。
 - ⑤大笹生特別支援学校など大規模改修に伴いエアコン設置が遅れている県立学校の普通教室については、リースも含め対応すること。県立学校の維持管理予算を増額すること。
 - ⑥感染防止のため消毒液やマスクなどの衛生資材、非接触型体温計を各学級配布すること。
 - ⑦新型コロナ対策で学童保育の重要性が一層明らかになったため、常勤職員で運営できるよう財政補償を国に求めること。また、コロナ対策で通常と異なる特殊な緊張を強いられている学童保育指導員に特殊勤務手当（激励金）を支給すること。
 - ⑧外出自粛要請の中で、家庭内暴力や児童虐待の増加が指摘されているが、通報しにくい状況に置かれていることも想定されることから、関係機関と連携し実態の把握

に努めること。

- ④長期の休校で、子どもたちにとって学校給食が貴重な栄養源となっている実態があらためて浮き彫りとなったことから、県として学校給食の無償化を行うこと。

2、学生や大学等への支援を

- ①学生の多くはアルバイトで学費や生活費などを賄っているが、緊急事態宣言に伴いアルバイト先が休業になるなど経済的に困窮している。休学や退学に追い込まれないように県として学生に直接支援を行うこと。
- ②アルバイトでも雇用調整助成金の対象となることを学生と企業に周知すること。
- ③国の高等教育無償化について世帯収入 380 万円未満の基準を緩和し対象を拡大すること。無償化に伴って対象が縮小された授業料減免については基準を緩和し対象を拡大するよう国に求めること。併せて県独自の給付型奨学金制度を創設すること。
- ④国が最大 20 万円支給するとしている学生支援緊急給付金の増額と対象の拡大を国に求めること。
- ⑤ネット環境がない学生もいることから、ノートパソコンやポケット Wi-Fi などの端末機器の購入費用や通信料金の支援を行うこと。国にも求めること。
- ⑥県に私立大学等を担当する部署を設置すること。
- ⑦県もメンバーとなっているアカデミア・コンソーシアムふくしまの会議に出席し、各大学の取り組みを県として把握すること。県の責任ですべての学生を支援すること。
- ⑧就職内定取り消しや今後の就職活動への不安などを抱える学生への支援を行うこと。自治体職員や教育現場への採用を積極的に行うこと。

三、異常気象による大規模災害からの復旧・復興について

(1) 台風 19 号の豪雨災害対策について

- 1、堤防の復旧については、被害のあった個所にとどまらず、住民等から要望のある危険個所の緊急対応を行うこと。従来の計画では対応不可能な個所については改修計画の見直しを行うこと。予算の大幅な確保を国に求めること。
- 2、遊水池の確保やダムの前放流促進など、あらゆる方法で水害対策を進めること。国に予算の増額を求めること。

(2) 今後の大規模災害への対応について

- 1、只見川水系に設置されている発電用ダムについても、事前放流ができるよう国と事業者を求めること。
- 2、避難所についてはコロナ対応で 3 密を避けるために多くの場所を確保すること。避難所となる県の公共施設等は、トイレの改修や冷暖房を設置すること。また、市町村に対し同様に施設の改善が進むよう支援すること。障がい者・高齢者・妊婦・基礎疾患を持つ要援護者に対しては、一時避難の時から旅館ホテルなどを確保できるように各市町村を支援すること。
- 3、伊達地域特別支援学校については、建設予定地が今年の台風で浸水被害を受けた地域であることや今般の異常気象の状況をふまえ、土台部分を更に嵩上げすること。

四、被災者支援、原発事故からの真の復興・原発ゼロの発信を

(1) 福島原発の安全な廃炉と全国原発ゼロの実現を

- 1、廃炉作業において、安全な作業と一体に新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。通勤時、作業時などの密集・密接を防止するとともに、感染者が発生した場合は速やかに公表し、万全の対策を講じるよう東電に求めること。
- 2、東京電力に対し、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」に対応できるよう、福島第一原発の11mの防潮堤の嵩上げを求めること。
- 3、福島第一原発事故を踏まえ、二度と原発の苛酷事故を引き起こさないために、原発ゼロの実現を国に求めること。
- 4、福島第一原発で、ホールボディーカウンターの測定で別の作業員が「代役」として受けていた事例が31件発覚したが、被ばく検査という作業員の健康に関する重大な問題であり、作業員の管理・監督の徹底と再発防止を東電に申し入れること。

(2) 被災者切り捨てを許さず、支援の継続を

- 1、原子力損害賠償は、時効を援用しないよう更なる法の延長を求めること。
- 2、県は、原発事故関連で実施してきた妊婦の健康調査を今年度で取りやめる方針だが、妊婦の不安がなくなったわけではないことから、適切な方法で実施すること。
- 3、今年3月には大熊町、双葉町を除くすべての応急仮設住宅の無償供与が終了になったが、行く先が決まっていない36世帯に対して追い出すことをせず、住宅が決まるまで支援すること。また、東京の国家公務員宿舎の4世帯に対する住宅明け渡しの裁判は取り下げること。
- 4、南相馬市の復興住宅で浪江町の避難者が孤独死し、2か月後に発見された。新型コロナウイルスの感染拡大により、定期的な見守り訪問を中止するもとでおきており、県は見守り支援を強化し再発を防止すること。避難者に対し生活実態の調査を行い、支援を継続すること。

(3) イノベーション・コスト構想を見直し、地域主導の再エネ推進を

- 1、福島特措法の改定にあたっては、呼び込み型で巨大開発型のイノベ関連事業優先でなく、くらしと生業最優先に見直すこと。
- 2、国際教育研究拠点施設について、新たな施設建設ではなく、現在ある教育研究施設を活用すること。
- 3、いわき市遠野地区の三大明神風力発電事業、福島市の高湯太陽光発電事業、相馬市玉野太陽光発電事業については、環境破壊が懸念されるため県は国に対して事業認定しないよう求めること。
- 4、気候変動による異常気象は、各地で大災害をもたらしている。地球温暖化対策に逆行する本県のIGCC型石炭火力発電の中止を求めること。
- 5、福島特措法改正で、避難地域の所有者不明農地を、知事の権限で第三者に使用を認めようとしているが、所有権の侵害であり行わないこと。

以上